

富谷市防犯対策用品購入費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、犯罪の抑止、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、防犯対策用品を購入し、設置した者に対して予算の範囲内において富谷市防犯対策用品購入費等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和61年富谷町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯対策用品 次に掲げるものをいう。

ア 住居等の玄関、勝手口等の出入口の錠を防犯効果の高いものに交換し、又は住居等の玄関、勝手口等の出入口の錠に補助錠、サムターンカバー、ガードプレート等を取り付けること。

イ 住居のガラスを防犯ガラスに交換し、又は住居等のガラスに防犯フィルム、補助錠、格子等を取り付けること。

ウ 住居等に防犯カメラ（建物の内部を撮影するものは除く。）又はセンサーライト（建物の内部を照らすものは除く。）を取り付けること。

エ 住居（駐車場を除く。）の敷地内に玉砂利等を敷くこと。

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が認めるもの。

(2) 住居等 補助金の交付を受けようとする者又はその同居する親族が所有し、又は賃借している市内の住居及び当該住居と同一敷地内にある駐車場、倉庫等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、防犯対策用品を購入し、設置した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

(2) 防犯対策用品の購入日及び第7条に規定する交付申請日において本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者であること。

(3) 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯に属する全ての者が、市に納付すべき市税等を滞納していないこと。

(4) 富谷市暴力団排除条例（平成25年富谷町条例第13号）第2条に規定する暴力団員でない者又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 防犯対策用品を設置する住居等が補助金の交付を受けようとする者又はその同居する親族の所有するものでない場合、当該住居等の所有者の同意が得られている者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和7年2月1日以後に購入し、設置した防犯対策用品（新品に限る。）に係る費用（消費税及び地方消費税を含む。）とし、付属品の購入費、送料等は含まないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、防犯対策用品の種類及び数にかかわらず、補助対象者の属する世帯につき、1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、富谷市防犯対策用品購入費等補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象となる防犯対策用品の購入に係る領収書その他支払が確認できる書類（購入品目、購入金額、領収書発行者名及び購入日等の記載があるもの。）の写し
- (2) 防犯対策用品を設置したことが確認できる写真
- (3) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する全ての者の住民票の写し（市長が住民票を確認することについて、申請者が同意した場合は不要）
- (4) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する全ての者の納税証明書（市長が納付状況を確認することについて、申請者及び同一世帯員が同意した場合は不要）
- (5) 補助金の振込先が確認できる通帳又はキャッシュカードの写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出を受けたとき（次条の規定により、補助金の交付の決定をした場合に限る。）は、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは、富谷市防犯用品購入費等補助金交付決定通知書（様式第2号）を、不交付を決定したときは、富谷市防犯用品購入費等補助金不交付決定通知書（様式第3号）をそれぞれ申請者あて通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金の額の通知については、前項の規定による通知をもってされたものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定の通知をしたときは、申請者が指定した口座への振込により、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消しすることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付をしているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

富谷市長 あて

申請者

住 所 富谷市

氏 名

先 絡 連

富谷市防犯対策用品購入費等補助金交付申請書兼交付請求書

富谷市防犯対策用品購入費等補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金を申請します。

また、補助金の交付が決定された場合には、補助金を請求します。

交付申請額及び交付請求額 金 円

購入した防犯対策用品		☐ 屋外用センサーライト ☐ 防犯カメラ ☐ 防犯砂利 ☐ 鍵の取替・補助錠 ☐ サムターンカバー ☐ 窓用格子 ☐ 防犯ガラス・防犯フィルム ☐ その他（ ）		
※該当する防犯対策用品の□に✓をしてください。「その他」の場合は、□に✓の上、防犯対策用品名を記入してください。				
購入日		年 月 日		
対象経費（購入・設置金額） ※消費税等含む。		円		
交付申請額		円 (補助率：1/2（100円未満切捨），上限：5,000円）		
振込口座	金融機関名		支店名	
	種 別	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			
確認の上、 □に✓をして ください	☐ 世帯全員に関する住民基本台帳及び市税の納付状況について、市が調査することに同意します。 ※同一世帯員で納税義務のある方については、同意書の提出が必要となります。			

様式第 1 号（第 6 条関係）裏面

誓約事項（申請には、次の全ての事項を確認し、同意欄にチェックが必要です。）

同意欄	私は、富谷市防犯対策用品購入費等補助金の交付申請に関して、次のとおり誓約致します。
☐	
1 過去にこの補助金の交付を受けていません。 2 申請者及び同一世帯員は、富谷市暴力団排除条例（平成 2 5 年富谷町条例第 1 3 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。 3 購入した防犯用品は、転売、譲渡等を目的としたものではありません。 4 購入した防犯用品は新品であり、中古品ではありません。 5 補助金交付後、この補助金の要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。 6 この書類等により市が入手する個人情報に関し、この補助金の目的の範囲内において使用されることについて同意します。	

確認事項（住居等賃借している場合、確認欄にチェックが必要です。）

確認欄	私は、富谷市防犯対策用品購入費等補助金の交付申請に関して、次のとおり確認しました。
☐	
防犯対策用品の設置に当たり、住居等の所有者の同意を得ました。	

添付書類	(1) 購入し、設置した防犯対策用品に係る領収書その他支払が確認できる書類（購入品目等が明記されているもの）の写し。 (2) 防犯対策用品の設置後の写真。 (3) 世帯に属するすべての者が記載されている住民票の写し。（住民基本台帳の調査に同意している場合は不要） (4) 世帯に属するすべての者の市税の納税証明書。（同意書を提出し、納付状況の調査に同意している場合は不要） (5) 申請者の振込口座通帳等の写し。
------	---

様式第2号（第7条関係）

富谷市（総）指令第 号
年 月 日

様

富谷市長



富谷市防犯対策用品購入費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富谷市防犯対策用品購入費等補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、富谷市防犯対策用品購入費等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- | | |
|----------|------------------|
| 1 補助金の名称 | 富谷市防犯対策用品購入費等補助金 |
| 2 交付決定額 | 金 円 |

第 号
年 月 日

様

富谷市長



富谷市防犯対策用品購入費等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富谷市防犯対策用品購入費等補助金については、下記のとおり不交付とすることに決定したので、富谷市防犯対策用品購入費等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、富谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富谷市を被告として（訴訟において富谷市を代表する者は富谷市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

同 意 書

年 月 日

富谷市長 あて

下記のとおり、次の者が行う富谷市防犯対策用品購入費等補助金の交付申請にあたり、補助要件を満たしているかの確認のため、市税等の納付状況を調査することに同意します。

申請者 住所 _____

氏名 _____

記

住所 _____

氏名 _____ (自署)

住所 _____

氏名 _____ (自署)

住所 _____

氏名 _____ (自署)

住所 _____

氏名 _____ (自署)